

「もういちど 降らせてたまるか 黒い雨」

「黒い雨訴訟」は広島高裁の判決を被告・国が上告しなかったので判決が確定しました。裁判は、広島市や周辺自治体に住む76歳から97歳の住民やその遺族84人が、原爆が投下された直後に降ったいわゆる「黒い雨」を浴び健康被害を受けたと訴えて、広島市や広島県に被爆者援護法で定める被爆者と認めるよう求めています。

争点は、原告らが被爆者援護法の「3号被爆者 原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するかどうかです。

国は1976年、終戦直後の気象台調査に基づき、大雨が降ったとされる地域を黒い雨の援護地域に指定しました。この地域にいた人は無料で健康診断が受けられ、国が「放射線の影響が否定できない」と定める造血機能障害など11種類の疾患を発症すれば「被爆者」とみなされ、被爆者健康手帳を受け取れます。

しかし、原告が「黒い雨」を浴びるなどした地域は国が指定を超えていました。

科学者の死角

ある講座で、気象学博士の増田義信さんの講演を聞きました。

中央気象台附属気象技術養成所（現気象大学）を卒業して1949年から気象研究所勤務になります。まもなく「行政整理」という名の首切りが行われ、さらにレッドパーズ攻撃で全気象労働組合は解散せざるを得ませんでした。しかし気象研究所は単独で労働組合を存続させます。

1950年、「ストックホルム・アピール」が出され、原子兵器の無条件使用禁止などを要求する署名活動が開始されます。気象研究所労組も取り組みましたが、執行部は総務課長から呼び出されて署名は燃やされ、中止せざるを得ませんでした。増田さんはこのような不条理を止めさせようと組合活動に本格的に取り組みます。

1985年の原水禁世界大会に参加し、分科会で、原爆は熱線、爆風、放射線で多くの人を殺傷するだけでなく、「黒い雨」を降らせて環境を破壊すると報告しました。

すると数人後に発言した方が「先ほど『黒い雨』の話をした人がいたが、私たちは『黒い雨』の調査結果に迷惑している」と発言をします。

「どういう意味ですか」と尋ねると「あのような激しい雨が、あんなきれいな卵型で降ると思いますか」と質問されました。増田さんは自分の不明を詫び、「私の責任で再調査してみましよう」と約束します。

巨大な積乱雲から降る激しい雨は非常に不規則で、きれいな卵型のエリアだけに降ることはありません。「黒い雨」は原爆の爆発によって生じた火災によって巨大な積乱雲が作ら

れ、その積乱雲から降る強い雨で、火災に伴うススのために色は黒く多量の放射性物資を含んでいました。科学者の死角が指摘されました。

増田さんたちの再調査は、広島県・市などの報告書や記録集、被爆者の手記集を読んでその中から黒い雨の記事を読みとる方法をとりました。

政治が科学を規制・統制

卵型のエリアの黒い雨は、宇田道隆博士と当時の広島管区気象台の職員が調査したものです。増田さんはそのオリジナルデータを発見し、手記などのデータと宇田博士のデータを使った新たな暫定的な雨域を日本気象学会で発表しました。マスコミで「広島の『黒い雨』従来より広範囲」などと取り上げると各地から「ここでも降った」という情報が寄せられ、さらに詳しく調べる必要が生まれました。

聞き取りとアンケート踏査などは島根県境まで及び、最終的に2.125個の資料が得られました。それらの資料を各市町村の地区や部落ごとに分類・整理し、それぞれの地区や部落の雨の降り方を、宇田博士の手法を参考に、小雨、中雨、大雨の三段階に分類し、新しい黒い雨の図を完成しました。

宇田雨域は、少しでも雨の降った小雨域は長径29キロ、短径15キロの卵型の領域で、1時間以上雨が降った大雨域は長径19キロ、短径11キロの同じく卵型の領域でした。

一方、増田雨域はもっと複雑な形をしています。小雨域は爆心から北北西4.5キロ、島根県と広島県の県境付近まで及び、東西方向の最大幅は3.6キロで、その面積は宇田雨域の約4倍に及びます。実際は鳥取県、島根県でも降ったという資料・記録もあります。

国は地域を極力狭くしますが、大きな特徴は、宇田雨域のようなきれいな卵型ではなく、極めて複雑な形をしていて、新しい大雨域は宇田雨域の小雨域に匹敵する広さです。特に特徴があるのは、旧広島市内の雨域で、爆心地付近はほとんど雨が降らず、その周囲を取り囲んで馬蹄形に大雨が降っていることです。

65年「原子爆弾被爆者の医療に関する法律（原爆医療法）」が制定されます。被爆地域の拡大の問題がでてきますが、76年にやっと宇田雨域が「みなし被爆地」になります。

88年、広島県・市は「黒い雨に関する専門家会議」を設立し、91年5月に報告書を発表します。そこでは被爆地域拡大の要求を拒否し、政治が科学を規制・統制します。

増田さんたちの調査は困難を極めます。

「どこかに『黒い雨』の跡がないか・・・」。終戦後に建てられて残っている家屋を探し、床下の土を調べたりもします。

2004年11月、「みなし被爆地」外にいた人たちが原爆症の認定を求めた裁判で、広島地裁は増田さんの証言を採用し、41人が勝訴しました。

しかし増田雨域では採用されませんでした。今も広島原爆平和祈念資料館の黒い雨の展示は宇田雨域だけです。内部被ばくを認めたくないからです。

15年11月、被爆者援護法に基づく国の援護対象地域外にいた64人が、広島地裁に被爆者健康手帳の交付などを求めて訴訟を起こしました。「黒い雨」をめぐる救済範囲の妥当性を問う初めての訴訟です。

今、広島市などが推定する降雨地域は援護対象区域の6倍にあたり、この範囲で浴びた人は今も1万3千人いるといわれています。

「黒い雨に打たれなくても、健康被害を否定できない」

1審広島地裁の判決は「健康被害を否定することができない事情があれば足りる」として認定のハードルを下げました。

広島高裁の判決です。

「被爆者援護法1条3号の『身体に原子爆弾の放射能の影響を受ける様な事情の下にあった者』の意義は、『原爆の放射能による健康被害が生じる可能性がある事情の下に置かれていた者』と解するのが相当であり、ここでいう『可能性がある』という趣旨をより明確にして換言すれば、『原爆の放射能により健康被害が生じることを否定することができないものであったこと』を立証することで足りると解される。」

『広島原爆の投下後の黒い雨に遭った』という暴露態応は、黒い雨に放射能降下物が含まれていた可能性があったことから、黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空气中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を採取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったこと（ただし、被曝線量を推定することは非常に困難である。）、すなわち『原爆の放射能による健康被害が生じることを否定することができないものであったこと』が認められるというべきである。」

「ア 黒い雨降雨域の範囲

(ア) 宇田雨域には、広島原爆の投下後に黒い雨が降った蓋然性が高いということが出来るが、宇田雨域の範囲外であるからといって、広島原爆の投下後に黒い雨が降らなかったとするのは相当ではなく、実際の黒い雨降雨域は、宇田雨域よりも公判であったと推認される。

(イ) 増田雨域及び大瀧雨域にも、広島原爆の投下後に黒い雨が降った蓋然性があるというべきである。」

限界を放置したままの科学的調査と、政治の怠慢を人びとの体験が追及しました。

今回の判決は、「安全」「安心」の概念を拡大させました。「安全」「安心」は政府が判断

したり、制限された調査や数値から導かれるものではありません。人びとの「安心感」、「不安感」の削減です。その地点にすこしだけ到達しました。

「有害か無害か、危険か安全かの境界は社会的な概念」

チッソの責任追及を続けた医師の原田正純さんの『水俣病』（岩波新書）の引用です。原田さんたちは患者や支援者、医師たちとの学習会で核爆発実験の放射能をめぐる武谷三男著『安全性の考え方』と出会います。

「死の灰が地球上にふりまかれているときに、一部の学者は、科学的に降灰放射能の害を証明することはできないから、核爆発実験は許されると主張した。アメリカ原子力委員のノーベル賞学者リビー博士は、許容量をたてにとり、原水爆の降灰放射能は天然の放射能に比べると少ないから、その影響は無視できると主張した。微量の放射能の害はすぐには病気にならない、すなわち急性症状を示さないところに、非常に困難な問題があったのだ。

武谷三男氏は、『許容量というのは、無害な量ではなく、どんなに少ない量でもそれなりに有害なのだが、どこまで有害さを我慢するか、すなわち有害か無害か、危険か安全かの境界として、科学的に決定される量ではなく、社会的な概念であること。害が証明されないというが、現実にそういうことをやってみて、そうなるかどうかはじめて証明されるというのでは、科学の無能を意味し、降灰放射能の害が証明されるのは人類が滅びるときであり、人体実験の思想に他ならないこと。放射能が無害であることが証明できない限り、核実験は行うべきではないというのが正しい考えである』ことを明らかにした。」

社会的な概念とは、ここまでは大丈夫というような数値ではなく、そのもつともつと手前の誰もが納得して安心できるものです。

しかし、「黒い雨」の恐怖を抱いている人たちに国は思いを寄せることはありませんでした。おなじ過ちを繰り返させてはならないという思いも逆なでしてきました。

1980年に厚生相の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会（基本懇）」は報告書を出します。

「およそ戦争という国の存亡をかけたの非常事態のもとにおいては（国民の戦争犠牲は）すべての国民がひとしく受忍しなければならない」

この姿勢は被爆者だけでなく、軍人・軍属以外の各地の空襲犠牲者等への国家補償を認めない姿勢の基本になり、戦後補償において踏襲されています。民間人、日本国籍を所有しない者は、国に協力する義務はあっても保障はしないということです。

後に明らかになりますが、基本懇が開催されていたころは、「過ちを繰り返させない」思いをこめて、人びとは戦争犠牲者の救済を要求して運動を展開しました。しかし保障していたらきりががないという主張の政府主導によって懇談会報告は作成されました。

「戦後」にしがみつき

一橋大学大学院教授貴堂嘉之著『南北戦争の時代』（岩波新書）の「おわりに」からの引用です。

「日本では『戦後』の終わりが幾度も語られてきた。高度経済成長期に入り『経済白書』（1956年）が『もはや戦後ではない』と語るも、その後も、中曽根首相が『戦後政治の総決算』（1982年）、安倍首相（第一次）が『戦後レジームからの脱却』（2006年）を公約に掲げ、『戦後』は70年以上経った今も、継続しているようだ。

アメリカの日本史家キャロル・グラックは、日本の『長い戦後』の特殊性について、『ほとんどの国で、自国史を語る際に（第二次世界大戦の）『戦後』という形容が冠せられるのは1950年代後半までのことで、それ以降は『現代』という扱いになる。日本の『長い戦後』は、日本独自であるとともに時代錯誤でもある』と語る。その上で、日本の公的記憶が『戦後』という時代の名称にしがみついていたのは、それが『新しい日本の建国神話、1945年の再出発』だったからとして、『現在の日本は、民主主義も、平和も、繁栄も、すべて『戦後』に起源を持ち、（「戦後」に）真正さを負っている。『戦後』にしがみつ়くことは、すなわち現状への満足の表現であった』と説明する。」

まだまだ「戦後」は終わりません。それは人びととの攻防戦です。

「黒い雨」訴訟の原告たちは「黒い雨を浴びた全員が救済されることを望んでいる。この裁判が放射能恐ろしさを考え直すことに繋がってほしい」と訴えてきました。

20年前の広島原爆平和祈念資料館地下展示室に、広島を訪れた静岡県の中学生の「わたしの平和宣言」が展示されていました。

「もういちど 降らせてたまるか 黒い雨」